

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百九十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
第二条第五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年七月四日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第 1 1 ～1213 (略) <u>1214 経皮的三尖弁接合不全修復システム</u> <u>1215 吸収性軟骨再生用材料</u>	別表第 1 1 ～1213 (略) (新設) (新設)